

大崎圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図る婦人保護事業の諸問題に対し、婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会と連携しながら、地域における関係機関が緊密な連携を図り、情報を共有化し、迅速かつ的確に対処するため、大崎圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 関係機関相互連携の在り方について
- (2) 婦人保護事業の現状と課題について
- (3) その他必要な事項

(組織等)

第3 連絡協議会は、会長及び会員をもって構成する。

2 会長に宮城県北部保健福祉事務所長を、会員に別表に掲げる機関の職員を充てる。

(会議)

第4 連絡協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その座長になる。

(事務局)

第5 連絡協議会の事務局を宮城県北部保健福祉事務所に置く。

(その他)

第6 この要綱で定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

機関別	機 関 名
宮城県 (6)	北部保健福祉事務所 北部児童相談所 古川警察署 遠田警察署 鳴子警察署 加美警察署
各市・町 (5)	大崎市 色麻町 加美町 涌谷町 美里町
各医師会 (3)	大崎市医師会 加美郡医師会 遠田郡医師会